

令和5年9月定例会

建設委員会資料
(建設部)

議案第118号 古川排水機場本体整備工事請負契約を締結する件

入札結果表

工事番号 河川第4号
 工事名 古川排水機場本体整備工事
 工事場所 四ツ小屋字中山地内
 入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札
 開札日 令和5年8月2日
 予定価格 879,990,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）
 調査基準価格 801,476,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）
 落札金額 879,900,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）
 落札者 伊藤工業・英明・加藤建設特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	伊藤工業・英明・加藤建設 特定建設工事共同企業体	879,900,000円	0.0087	6.3125	6.3212	落札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第119号 古川排水機場機電設備整備工事請負契約を締結する件

入 札 結 果 表

工 事 番 号 河 川 第 5 号

工 事 名 古川排水機場機電設備整備工事

工 事 場 所 四ツ小屋字中山地内

入 札 方 式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開 札 日 令和 5 年 8 月 2 日

予 定 価 格 1,718,180,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調 査 基 準 価 格 1,606,764,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 金 額 1,411,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 者 荏原・能登谷・秋田電機建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	荏原・能登谷・秋田電機建設工事共同企業体	1,411,000,000 円	10.3542	10.3750	20.7292	落 札
2	クボタ・山二施設工業・本荘電気工業建設工事共同企業体	1,477,700,000 円	8.7043	10.4375	19.1418	
3	西島・山岡・羽後電設建設工事共同企業体	1,540,000,000 円	7.1633	12.1875	19.3508	
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

古川排水機場本体整備工事および機電設備整備工事の概要について

1 古川排水機場本体整備工事について

(1) 工事概要

機場本体	既製杭（PHC杭φ1000）、35m×93本、 吸水槽 W24.2m、L11.6m、H5.0m 導水路 W16.2m、L41.3m、H5.2m
連絡道路	幅員9m（車道6.5m、歩道2.5m） 延長354m

(2) 工期 令和8年3月19日

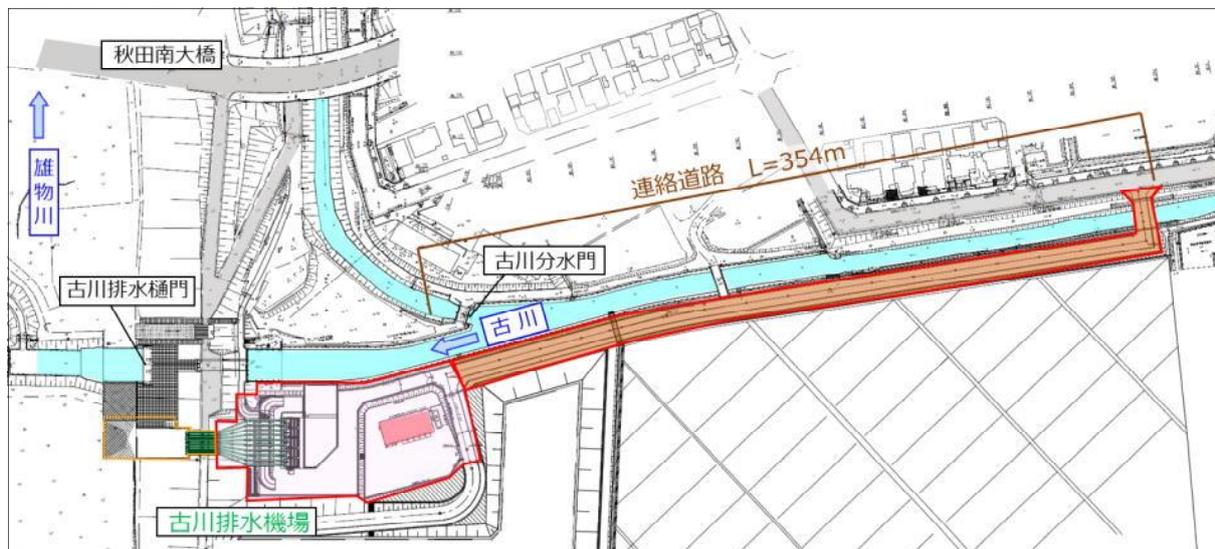
2 古川排水機場機電設備整備工事について

(1) 工事概要

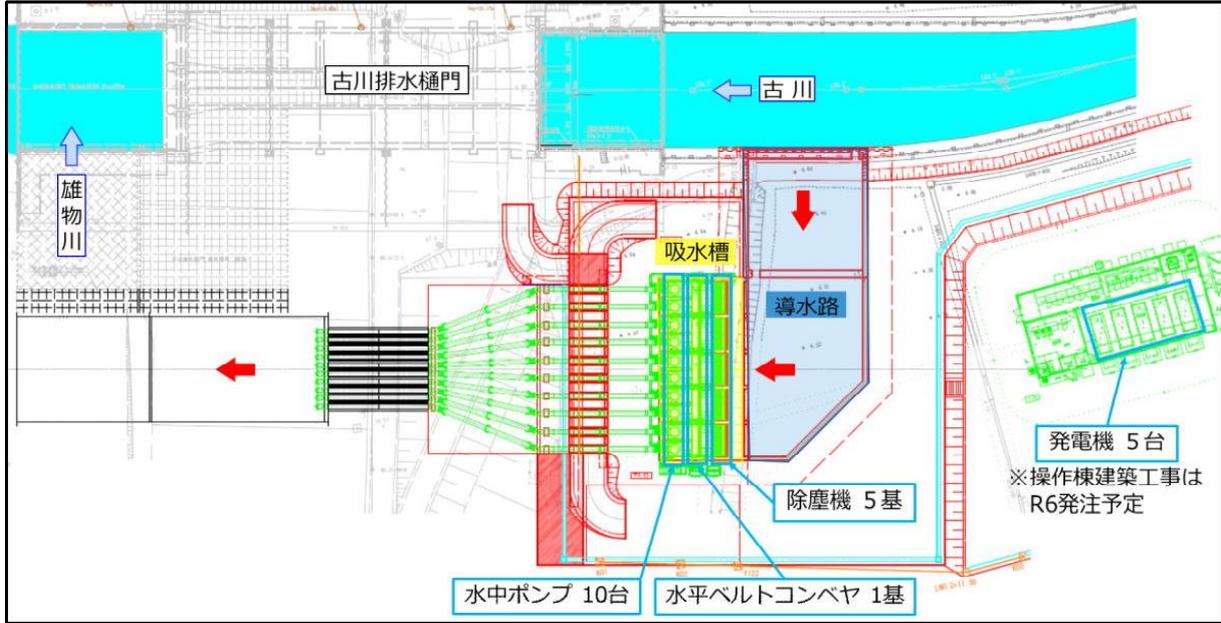
機械設備	コラム式水中ポンプ	10台（吐出量1m ³ /s・台）
	除塵機	5基
	水平ベルトコンベヤ	1基
電気設備	発動発電機	5台

(2) 工期 令和8年3月19日

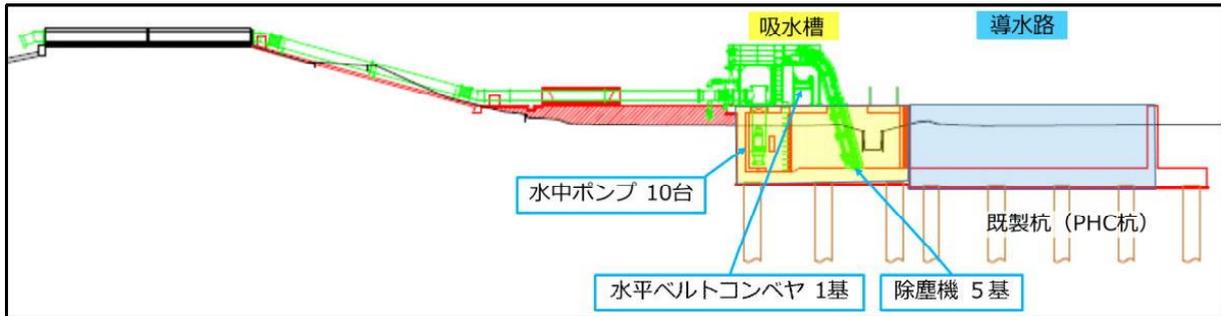
古川排水機場 全体計画平面図



平面図



側面図



整備イメージ図



公共施設に係る使用料等の見直しについて

1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付けた「受益と負担の適正化」を図るため、次の見直し方針に基づき、公共施設の使用料等の改定要否について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で令和6年度から新料金へ移行したい。

2 見直しの方針

(1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外する。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1 ①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1 ②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）

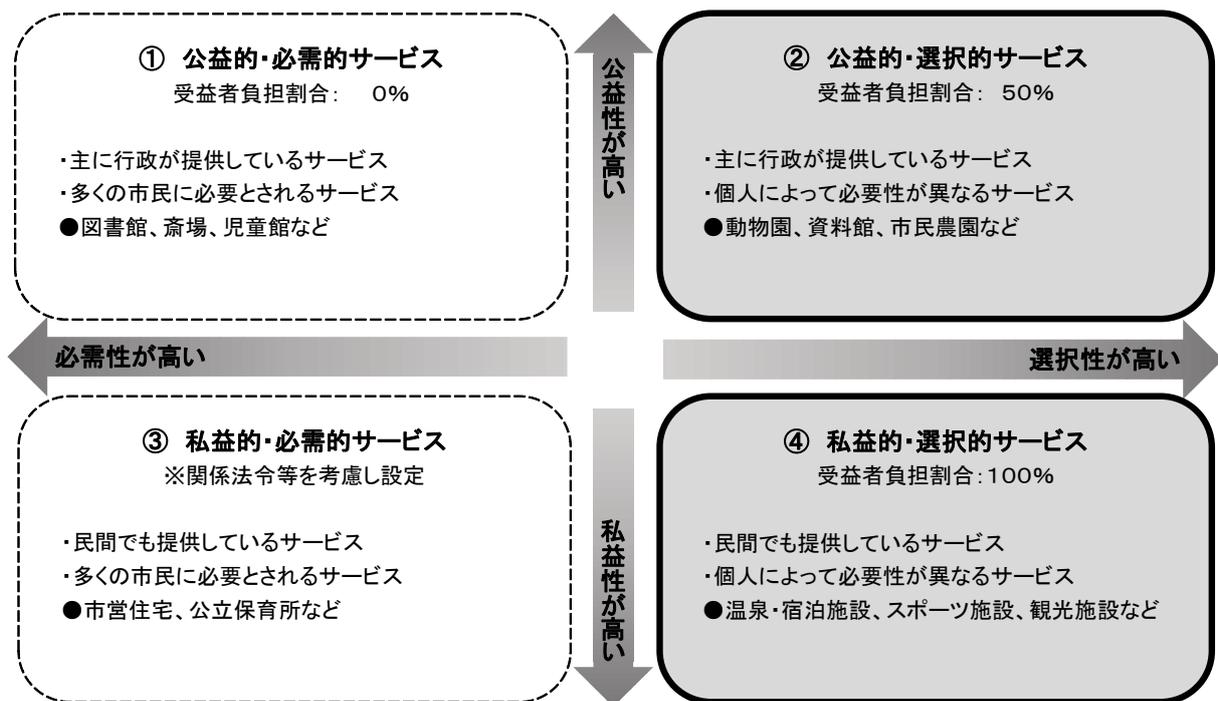


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

(2) 使用料等改定の考え方

- ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。
- イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定する。
- ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

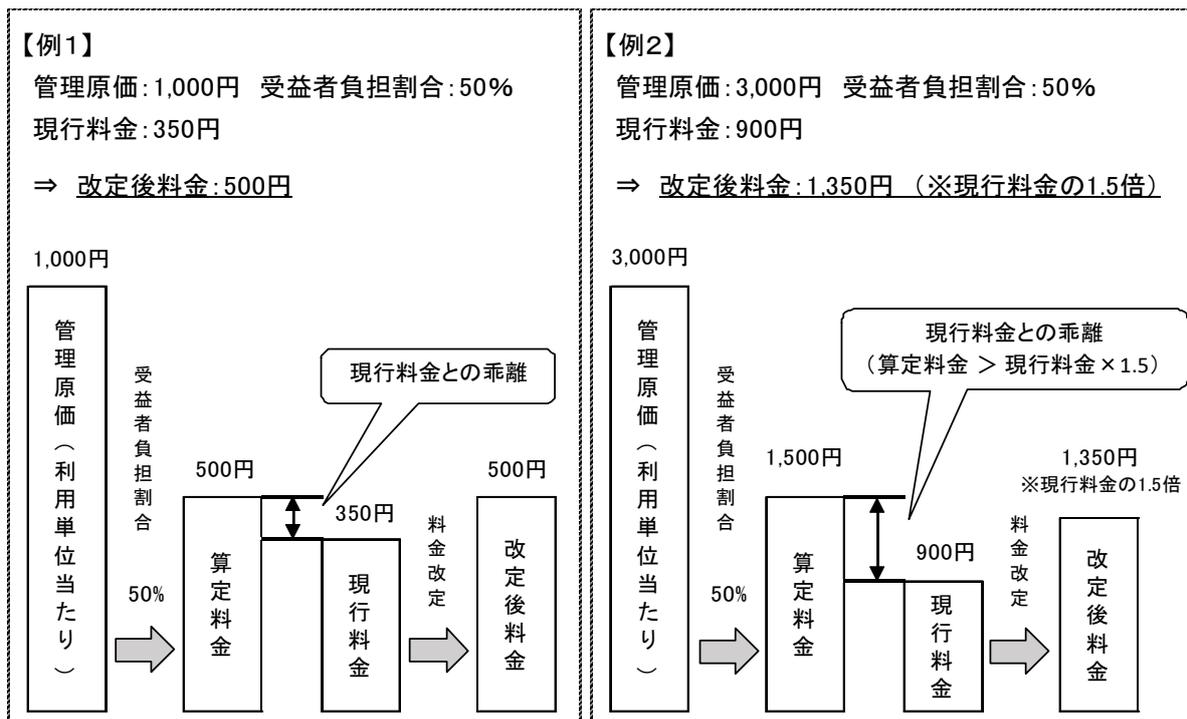


図2：改定のイメージ

*1【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト+物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、①1㎡・1時間当たり又は②利用者1人当たりに要する金額のこと。

- ① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

- ② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数

3 改定対象施設

今回検討対象とした全510施設のうち、2の「見直しの方針」に基づき、353施設を改定対象とする。このうち、市民の日常的な使用に関わる改定が63施設、そのほか営利目的等に使用する場合は都市公園や学校など290施設となっている。

表1 改定対象施設数

項 目		施設数	備 考
検 討 対 象 施 設		510	
見直し対象から除外	ア 受益者負担割合0%に分類している施設	48	図書館、斎場、児童館など
	イ 関係法令等を考慮し、料金設定をすることとしている施設	32	市営住宅、公立保育所など
	ウ 現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設	4	新屋ガラス工房、園芸振興センターなど
	エ 現在、使用料等を徴収していない施設	53	コミュニティセンター、老人いこいの家、交流センターなど
	エ 開設から間もない施設、改修中の施設等	20	文化創造館、千秋美術館など
小 計		157	
改 定 対 象 施 設		353	

表2 改定対象施設数内訳（所管部局別）

所 管 部 局	施設数	うち日常的な使用に関わる改定※1	備 考
観光文化スポーツ部	42	42	八橋運動公園、市立体育館、大森山動物園など
市民生活部	9	1	市民サービスセンター※1、河辺岩見温泉交流センター
福祉保健部	1	1	河辺総合福祉交流センター
産業振興部	11	11	市民農園、勤労者総合福祉センターなど
建設部	226	7	太平山スキー場、都市公園※1など
教育委員会	64	1	小・中・高等学校※1、太平山自然学習センター
改定対象施設	353	63	(減額改定対象：3施設)

※1 営利目的等の使用料を改定する市民サービスセンター（8施設）、都市公園（219施設）、小・中・高等学校（63施設）の計290施設を除く改定対象施設数

4 定期的な見直しの実施

定期的に行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。

使用料等改定対象施設一覧表

建設委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No		
1	秋田市太平山スキー場条例	公園課	秋田市太平山スキー場		太平山スキー場 (リフト1日利用)	100%	2,095	4,362	○	3,142	1		
2	秋田市都市公園条例	佐竹史料館	千秋公園	久保田城御隅櫓	久保田城御隅櫓	100%	100	394	○	150	2		
3		スポーツ振興課	八橋運動公園	陸上競技場	陸上競技場	100%	7,750	31,139	○	11,620	3		
4				硬式野球場	硬式野球場	100%	1,570	9,718	○	2,350	4		
5				相撲場	相撲場	100%	150	537	○	220	5		
6				八橋球技場	八橋球技場	100%	7,850	17,654	○	11,770	6		
7				第二球技場	第二球技場	100%	620	2,213	○	930	7		
8				テニスコート		テニスコート1~4 (グリーンサンド)	テニスコート1~4 (グリーンサンド)	100%	100	378	○	150	8-1
9						テニスコート1~6	テニスコート1~6	100%	210	378	○	310	8-2
10				八橋多目的グラウンド	八橋多目的グラウンド	100%	410	3,513	○	610	9		
11				古川町街区公園	土崎市民グラウンド	土崎市民グラウンド	100%	410	1,464	○	610	10	
12				公園課	雄物川河川緑地	野球場	野球場1~2	100%	410	2,186	○	610	11-1
13		テニスコート	テニスコート1~4			100%	100	296	○	150	11-2		
14		佐竹史料館	一つ森公園	旧黒澤家住宅	旧黒澤家住宅	100%	100	8,552	○	150	12		
15		公園課	一つ森公園	体育館	アリーナ(A面)	100%	260	7,826	○	390	13-1		
16				テニスコート	テニスコート1~2	100%	210	1,563	○	310	13-2		
17		スポーツ振興課	一つ森公園	弓道場	弓道場	100%	150	576	○	220	14		
18				光沼近隣公園	屋内多目的運動場	屋内多目的運動場	100%	310	699	○	460	15-1	
19					テニスコート	テニスコート1~2	100%	210	1,042	○	310	15-2	
20				北野田公園	北野田アリーナ	アリーナコート1~2	100%	1,880	3,308	○	2,820	16	

使用料等改定対象施設一覧表

建設委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No		
21	秋田市都市公園条例	スポーツ振興課	北野田公園	テニスコート	テニスコート1~8	100%	520	689		680	17		
22		公園課	御所野近隣公園	野球場	野球場	100%	410	1,169	○	610	18-1		
23				テニスコート	テニスコート1~2	100%	100	585	○	150	18-2		
24				御所野総合公園	テニスコート	テニスコート1~3	100%	100	620	○	150	19	
25				秋操近隣公園	テニスコート	テニスコート1~2	100%	210	589	○	310	20	
26				太平山リゾート公園	キャンプ場等	バンガロー(4棟)	100%	534	559	○	801	21-1	
27						オートキャンプ場(33区画)	100%	1,079	1,587	○	1,618	21-2	
28						トレーラーハウス(5棟)	100%	4,191	698	○	6,286	21-3	
29						テニスコート	テニスコート1~7	100%	216	2,427		310	21-4
30						グラウンド・ゴルフ場	グラウンド・ゴルフ場	100%	314	1,320	○	471	21-5
31				クアドーム・展望風呂付大広間	クアドーム・展望風呂付大広間	100%	524	1,768	○	786	21-6		
32				森林学習館	森林学習館(宿泊)(6部屋)	100%	3,038	7,442	○	4,557	21-7		
33				千秋公園ほか218公園		都市公園	100%	210	2,977	○	310	22~240	

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋田市太平山スキー場
- 2 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢 1 1 1 番地
- 3 規模等
- (1) 構造等 ゲレンデ 6 コース、高速クワッド 1 基、ペアリフト 2 基
ナイター設備
- (2) 面積 1,180,000m² (スキー場面積)
- (3) 開設年月 平成 4 年 1 2 月 2 0 日
- (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 31,880 人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)		
		一般	小学生以下	高齢者
リフト 個人利用	1 回	210円	105円	157円
		315円	157円	235円
	1 日利用	2,095円	1,048円	1,571円
		3,142円	1,572円	2,356円
	4 時間利用	1,257円	629円	943円
		1,885円	943円	1,414円
1 シーズン 利用	20,952円	10,476円	15,714円	
	31,428円	15,714円	23,571円	
1 シーズン 夜間利用	12,571円	6,286円	9,429円	
	18,856円	9,429円	14,143円	
リフト 団体利用	1 日利用	1,886円	943円	1,414円
		2,829円	1,414円	2,121円
リフト 回数券	1 1 回利用券	2,100円	1,050円	1,570円
		3,150円	1,570円	2,350円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 高齢者とは、60歳以上の利用者。

※ 1日利用とは、午前9時から午後4時までの利用。

※ 4時間利用とは、午前9時から午後9時までの間における連続4時間の利用。

※ 夜間利用とは、午後5時から午後9時までの利用。

※ 団体利用とは、15人以上の団体での利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 久保田城御隅櫓
- 2 所在地 秋田市千秋公園1番39号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造り 3層4階建
- (2) 面積
- | | | | |
|-------|---------|----|---------|
| 土地借用地 | 165.82㎡ | | |
| 建物 1階 | 165.82㎡ | 2階 | 158.28㎡ |
| 3階 | 59.00㎡ | 4階 | 47.26㎡ |
| 合計 | 430.36㎡ | | |
- (3) 開設年月 平成2年3月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,430人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	使用料	
		一般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無料
		150円	無料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無料
		120円	無料

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

外 観



4階展望室からの眺望



使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園陸上競技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-10
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 4階建て
 - (2) 面積 29,458㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和16年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
※平成31年3月1日 (大型映像装置等料金設定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 123,664人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分				単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	7,750円	11,620円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 (155,380円に満たない場合は、155,380円とする。)	最高入場料の額の100人分に相当する額 (233,070円に満たない場合は、233,070円とする。)
貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	3,870円	5,800円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			19,380円	29,070円
個人使用	一般 高校生以下			1人1日につき	310円	460円
	一般 高校生以下			1人1年につき	5,230円	7,840円
会議室				1室1時間につき	210円	据え置き
役員室(大)					210円	据え置き
役員室(小)					150円	据え置き
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間につき	4,580円	据え置き
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			9,160円	据え置き
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合			2,290円	据え置き
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			4,580円	据え置き
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	20,880円	据え置き
			全点灯の2分の1点灯		10,440円	据え置き
			全点灯の4分の1点灯		5,210円	据え置き
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯		41,750円	据え置き
			全点灯の2分の1点灯		20,880円	据え置き
			全点灯の4分の1点灯		10,440円	据え置き
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯		10,440円	据え置き
			全点灯の2分の1点灯		5,210円	据え置き
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯		2,600円	据え置き
			全点灯の4分の1点灯		20,880円	据え置き
					10,440円	据え置き
					5,210円	据え置き

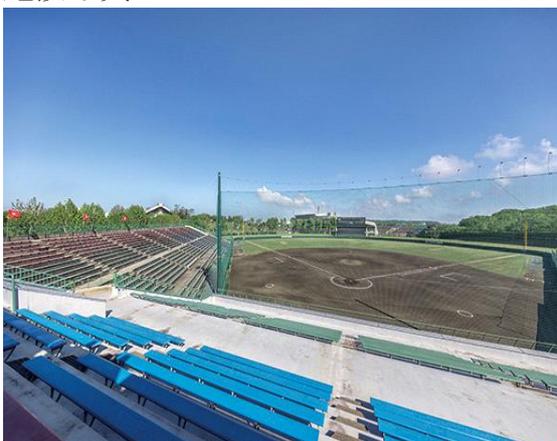
使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園硬式野球場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-7
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (2) 面積 17,631㎡ (敷地面積)
- (3) 開設年月 昭和16年9月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 31,548人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分				単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	4,810円	7,210円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。)	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。)
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	1,570円	2,350円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			4,810円	7,210円
会議室				1室1時間につき	160円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園相撲場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造
 - (2) 面積 3,362㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和16年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 0人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	150円	220円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、220円)
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			730円	1,090円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
 - (2) 面積 16,268㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和28年8月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 33,755人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般	1時間につき	7,850円	11,770円
		高校生 以下		無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき きは、3,870円)	無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき きは、5,800円)
	アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合		1日につき	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が157,140円に満 たない場合は、157,140円 とする。)	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が235,710円に満 たない場合は、235,710 円とする。)
	入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般	1時間につき	3,870円
高校生 以下			無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき きは、1,310円)		無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき きは、1,960円)
アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合				19,590円	29,380円
会議研修室			1室1時間 につき	100円	据え置き
役員記録室				100円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園第2球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 人工芝
 - (2) 面積 10,900㎡
 - (3) 開設年月 平成17年10月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 45,167人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	620円	930円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用すると きは、310円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (グリーンサンド)
- 2 所在地 秋田市八橋本町二丁目170-1
- 3 規模等
- (1) 構造等 グリーンサンドコート
 - (2) 面積 3,854㎡ (4面)
 - (3) 開設年月 昭和58年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,337人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、50円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、70円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (砂入り人工芝)
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 砂入り人工芝コート
 - (2) 面積 7,644㎡ (6面)
 - (3) 開設年月 昭和32年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,216人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	410円	610円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、300円)
	入場料を徴収しない場合	一般		210円	310円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、150円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園多目的グラウンド
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部ウレタン
 - (2) 面積 13,250㎡
 - (3) 開設年月 平成16年5月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 17,761人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 古川町街区公園土崎市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市土崎港西四丁目3-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 全面土
 - (2) 面積 9,400m²
 - (3) 開設年月 昭和41年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,121人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)
全点灯	1,460円		据え置き	
部分点灯	1,040円	据え置き		

4
施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地野球場
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土及び芝
 - (2) 面積 35,800㎡ (2面)
 - (3) 開設年月 平成3年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,079人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
野球場 1 面	17,900㎡	1 時間	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)
			610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
 - (2) 面積 2,690㎡ (4面)
 - (3) 開設年月 平成4年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,036人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	672.5㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 012)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 国指定重要文化財 旧黒澤家住宅
- 2 所在地 秋田市檜山字石塚谷地297番地99 (一つ森公園内)
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造
- (2) 面積
- | | |
|-----------|------------------------|
| 土地借用地 | 1,526.98m ² |
| 建物 旧黒澤家住宅 | 328.97m ² |
| 管理棟 | 14.42m ² |
| 合計 | 343.39m ² |
- (3) 開設年月 昭和63年4月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,082人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	使用料	
		一般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無料
		150円	無料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無料
		120円	無料

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料

4 施設写真

主 屋 表 門



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園コミュニティ体育館
 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢141番地7
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 (2) 面積 2,688.88㎡
 (3) 開設年月 平成5年7月
 (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 39,342人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分				単位	使用料	
体育館	貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	1時間	520円
				高校生以下	260円	
					390円	
			全面の2分の1	一般	260円	
				高校生以下	120円	
					180円	
			全面の4分の1	一般	120円	
				高校生以下	60円	
					90円	
		市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	730円		
			全面の2分の1	1,090円		
				360円		
				540円		
		全面の4分の1		180円		
				270円		
体育以外に使用するとき。	全面	1,570円				
		2,350円				

貸出区分				単位	使用料
体育館	貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用する とき。	全面	1時間	1,360円
		体育以外に使用 するとき。	全面		2,040円
	貸切使用で営利を目的と する場合		全面		4,710円
	照明設備				7,060円
					16,970円
					据え置き
					530円
					据え置き

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

※ 全面の面積は1,368㎡。

※ 市民が体育に使用するときは、高校生以下は原則無料であるが、上記使用料は、大会、講習会等に使用するとき又は市民以外の者が使用するときの額である。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市檜山字太田沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,713m² (2面)
- (3) 開設年月 平成14年5月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,815人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	856.5m ²	1時間	210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
			310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 014)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 一つ森公園弓道場
- 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢 6 2 - 1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨一部木造平屋建て
 - (2) 面積 194.51㎡ (射場 158.16㎡、的場 36.35㎡)
 - (3) 開設年月 平成12年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,803人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
個人使用	一般	午前使用	1人につき	150円	220円
		午後使用		150円	220円
		夜間使用		150円	220円
	高校生以下	午前使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
		午後使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
		夜間使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場 合	1日使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、830円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 1,240円)	
		午前使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、310円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 460円)	
		午後使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 780円)	
		夜間使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、410円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 620円)	
	使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用 する場合	1日使用	2,510円	3,760円	
		午前使用	940円	1,410円	
		午後使用	1,570円	2,350円	
		夜間使用	1,250円	1,880円	

使用料等改定対象施設概要書 (No. 015-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 光沼近隣公園屋内多目的運動場 (光沼アリーナ)
- 2 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端 7 7
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て
 - (2) 面積 1,151m²
 - (3) 開設年月 平成9年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 10,113人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	半面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、230円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 015-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 光沼近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端77
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,490㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成14年3月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,832人
- (6) 貸出区分・料金体系

公園名	有料公園施設の種別又は名称	区 分		単位	現行使用料	改定使用料
		貸切使用	一般		210円	310円
光沼近隣公園	テニスコート		一般	1面1時間につき	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)
			高校生以下			

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 016-017)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 北野田公園アリーナ・テニスコート
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字小高37-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て (アリーナ)
砂入り人工芝 (テニスコート)
 - (2) 面積 56,000㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 平成17年12月 (アリーナ)
平成18年 8月 (テニスコート)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 25,422人 (アリーナ)
21,591人 (テニスコート)
 - (6) 貸出区分・料金体系
別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分			単 位	現行料金	改定後料金
	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般 高校生以下			
アリーナ		入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき	1,880円	2,820円
			高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、940円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 1,410円)
	入場料を徴収しない場 合	一般	940円		1,410円	
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、470円)		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 700円)	
テニスコート		入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	1,040円	1,360円
			高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 680円)
	入場料を徴収しない場 合	一般	520円		680円	
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、260円)		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 340円)	
会議室				1室1時間につき	150円	据え置き
北野田公園照明 設備	アリーナ照明設備			全点灯の5分 の1点灯1時間 につき	120円	据え置き
	テニスコート照明設備			1面点灯1時間 につき	190円	据え置き

使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園野球場
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 7,700m² (1面)
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,518人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
野球場1面	7,700m ²	1時間	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)
			610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
- (2) 面積 1,650㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 824人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	825㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 019)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野総合公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番地内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 ウレタン
 - (2) 面積 1,905㎡ (3面)
 - (3) 開設年月 平成14年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,532人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	635㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 020)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋繰近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市泉中央六丁目3番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 砂入り人工芝
 - (2) 面積 1,540㎡ (2面)
 - (3) 開設年月 平成10年6月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,035人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	770㎡	1時間	210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
			310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園バンガロー
- 2 所在地 秋田市仁別字水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造平屋建
- (2) 面積 31.68㎡ (4棟)
- (3) 開設年月 昭和56年
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 421人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金(限度額)
バンガロー1棟	7.92㎡	1日	534円
宿泊利用			801円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園オートキャンプ場
- 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 テントサイト33区画
- (2) 面積 2,597㎡
- (3) 開設年月 平成6年8月1日 (ピクニックの森オートキャンプ場)
平成11年4月27日 (新オートキャンプ場)
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 4,251人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金 (限度額)	
			市民が利用 する場合	市民以外が 利用する場合
オートキャンプ場 1区画・日帰り利用	電源、炊事棟、シャワー	1日	1,079円	2,158円
			1,618円	3,237円
オートキャンプ場 1区画・宿泊利用		1泊	2,158円	4,316円
			3,237円	6,474円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-3)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園トレーラーハウス
- 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 家型トレーラーハウス5台
- (2) 面積 8,000㎡
- (3) 開設年月 平成19年8月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,974人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金 (限度額)	
			市民が利用 する場合	市民以外が 利用する場合
トレーラーハウス 1台・日帰り利用	冷暖房、キッチン、冷蔵庫、ト	1日	4,191円	6,286円
			6,286円	9,429円
トレーラーハウス 1台・宿泊利用	イレ、シャワー、 木製デッキ	1泊	11,524円	13,619円
			17,286円	20,428円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-4)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 19,500㎡ (7面)
- (3) 開設年月 平成6年8月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,677人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		一般	高校生以下
テニスコート1面	1時間	216円	108円
		310円	150円
夜間照明設備	1時間	580円	
		据え置き	

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-5)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 4コース32ホール
 - (2) 面積 29,000㎡
 - (3) 開設年月 平成15年11月1日
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,522人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		一般	高校生以下
グラウンド・ゴルフ場	1日	314円	157円
		471円	235円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-6)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園クアドーム・展望風呂付大広間
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 3 番地
 3 規模等
 (1) 構造等 RC造、膜屋根造、地上2階地下1階
 (2) 面積 11,582.47㎡
 (3) 開設年月 平成3年8月29日
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 162,074人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)		
		一般	中学生および 高校生	小学生以下
個人利用	1回	524円	419円	314円
		786円	628円	471円
	1年間	8,382円	6,286円	4,191円
		18,864円	15,072円	11,304円
団体利用	1回	471円	367円	262円
		706円	550円	393円
回数券	11枚綴り	5,240円	4,190円	3,140円
		7,860円	6,280円	4,710円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合。

※ 3歳未満の利用者の利用料金は無料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-7)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園森林学習館
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 0 番地
 3 規模等
 (1) 構造等 木造 2 階建 (研修室、和室 6 室、浴室、食堂等)
 (2) 面積 693.57m²
 (3) 開設年月 昭和 6 3 年 4 月 1 日
 (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 13,979 人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		中学生以上	小学生
宿泊利用	1 泊	3,038円	2,410円
		4,557円	3,615円
入浴利用	1 人	314円	157円
		据え置き	据え置き
入浴利用回数券	1 1 枚綴り	3,140円	
		据え置き	

貸出区分名	利 用 料	
	4 時間まで	4 時間超
研修室 1 室	2,410円	5,971円
	据え置き	据え置き
和室 1 室	1,782円	3,562円
	据え置き	据え置き

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 宿泊利用とは、午後 4 時から翌日の午前 9 時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 022～240)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 都市公園
 2 所在地 秋田市千秋公園1番1号ほか
 3 規模等
 (1) 面積 4,201,700㎡
 (2) 開設年月 明治29年ほか
 (3) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (4) 公園内行為許可件数 令和4年度 262件
 (5) 貸出区分・料金体系

行為区分等		単位	使用料		
都市公園	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日	210円		
			310円		
	業としての写真又は映画の撮影	写真	1人1日	430円	
				640円	
		映画	1日	4,310円	
				据え置き	
	興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会もしくは催物又は花火もしくははのろしの打ち上げ	太平山リゾート公園(太平山スキー場第1駐車場に限る。)	営利を目的としない場合	1時間	
				1,670円	
		その他の公園	使用面積6平方メートルまで	1日	据え置き
					8,380円
	使用面積6平方メートルを超える3平方メートルまでごとに		430円		
			640円		
			210円		
			310円		

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



5 秋田市の都市公園一覧

名称	所在地	面積(㎡)
千秋公園	秋田市千秋公園1番1号	181,000
土崎街区公園	秋田市土崎港中央三丁目9番45号	5,000
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園1番10号	217,300
檜山街区公園	秋田市檜山南中町1番34号	1,500
琴平第一街区公園	秋田市土崎港中央六丁目10番11号	1,400
愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下6番23号	3,800
川尻西街区公園	秋田市川尻みよし町14番24号	1,700
堀反町街区公園	秋田市中通六丁目5番3号	2,700
新屋表町街区公園	秋田市新屋表町8番24号	2,700
土手谷地町街区公園	秋田市中通四丁目2番17号	1,200
中通六丁目街区公園	秋田市中通六丁目16番18号	1,500
檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町11番1号	5,000
保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁2番17号	1,300
川尻カイハ街区公園	秋田市川元開和町5番33号	1,300
川尻総社後街区公園	秋田市川尻みよし町1番8号	1,500
琴平第二街区公園	秋田市土崎港中央四丁目10番25号	1,800
山王第二街区公園	秋田市山王二丁目3番3号	2,200
天徳寺山墓地公園	秋田市泉字五庵山137番地の5	175,100
古川町街区公園	秋田市土崎港西四丁目3番1号	14,000
川元松丘街区公園	秋田市川元松丘町4番21号	1,300
檜山明田街区公園	秋田市東通館ノ越7番1号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
新屋大川端街区公園	秋田市新屋大川町4番1号	2,900
保戸野八丁街区公園	秋田市保戸野八丁16番1号	1,300
保戸野桜町街区公園	秋田市保戸野桜町8番1号	1,400
雄物岸街区公園	秋田市土崎港西二丁目4番7号	5,700
新屋新町街区公園	秋田市新屋栗田町23番20号	2,500
総社神社街区公園	秋田市川尻総社町14番6号	8,200
土崎駅東第三街区公園	秋田市土崎港北二丁目18番18号	3,500
川尻山ノ下街区公園	秋田市川元山下町5番8号	1,800
松美ヶ丘第三街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町16番30号	3,000
牛島第一街区公園	秋田市牛島東三丁目1番82号	1,100
山王第一街区公園	秋田市山王三丁目1番60号	6,600
中通三丁目街区公園	秋田市中通三丁目4番18号	4,000
桜第二街区公園	秋田市横森四丁目12番2号	2,000
熊野神社街区公園	秋田市牛島西三丁目10番8号	3,000
松美ヶ丘第一街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘北町19番1号	4,000
桜第一街区公園	秋田市横森三丁目3番1号	1,900
大森山公園	秋田市浜田字大森山29番地の1	693,100
飯島神社街区公園	秋田市飯島松根西町8番40号	4,600
豊町街区公園	秋田市新屋豊町19番40号	900
松美ヶ丘第四街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町20番30号	2,000
朝日第二街区公園	秋田市新屋朝日町1番50号	900
通り穴第一街区公園	秋田市将軍野桂町28番5号	1,000
御休下第二街区公園	秋田市山王六丁目6番6号	2,300
牛島東五丁目街区公園	秋田市牛島東五丁目7番35号	4,100
瀧中島街区公園	秋田市大住二丁目10番1号	800
栗田町第二街区公園	秋田市新屋栗田町8番3号	2,100
感恩講街区公園	秋田市大町六丁目2番54号	1,200
柳原新田第三街区公園	秋田市卸町三丁目5番4号	2,100
柳原新田第四街区公園	秋田市卸町四丁目8番20号	2,800
御休下第一街区公園	秋田市川尻御休町7番1号	3,200
川尻中島街区公園	秋田市山王中島町5番1号	2,200
松美ヶ丘第二街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘東町5番1号	1,000
田尻沢街区公園	秋田市新屋田尻沢西町2番15号	1,700
大町三丁目街区公園	秋田市大町三丁目3番40号	500
ポプラ団地街区公園	秋田市飯島西袋三丁目11番13号	1,100

名称	所在地	面積(㎡)
通り穴第二街区公園	秋田市将軍野桂町14番12号	900
外旭川吉学寺街区公園	秋田市外旭川八幡田一丁目11番24号	900
外旭川在家街区公園	秋田市外旭川八柳二丁目12番18号	500
旭川街区公園	秋田市旭川清澄町5番20号	1,900
児桜街区公園	秋田市寺内児桜二丁目9番1号	500
泉大畑街区公園	秋田市八橋大畑二丁目4番31号	700
松崎街区公園	秋田市下北手松崎字碓31番地の27	1,500
北浜街区公園	秋田市新屋北浜町9番3号	800
檜山石塚谷地街区公園	秋田市檜山石塚町1番1号	800
露野街区公園	秋田市仁井田新田三丁目8番8号	600
潟中島第一街区公園	秋田市大住三丁目10番6号	400
田尻沢第一街区公園	秋田市新屋田尻沢中町8番23号	900
田尻沢第二街区公園	秋田市新屋田尻沢西町13番1号	1,000
潟中島第二街区公園	秋田市大住四丁目2番14号	1,800
飯島西部街区公園	秋田市飯島川端三丁目3番21号	2,500
檜山登町街区公園	秋田市檜山登町12番45号	1,100
若松町街区公園	秋田市将軍野東四丁目9番10号	2,900
将軍野東三丁目街区公園	秋田市将軍野東三丁目6番12号	2,000
古城苑第一街区公園	秋田市添川字境内川原49番地	500
朝日第一街区公園	秋田市新屋朝日町15番1号	500
広面長沼街区公園	秋田市広面字長沼7番地の52	700
沼田近隣公園	秋田市山王中園町8番1号	10,100
雄物川河川緑地	秋田市茨島六丁目、七丁目地先	428,600
桜第一緑地	秋田市横森四丁目12番1号	500
桜第二緑地	秋田市横森四丁目14番1号	400
桜第四街区公園	秋田市桜二丁目8番4号	1,700
柳田街区公園	秋田市柳田字境田41番地の23	900
仁井田第一街区公園	秋田市仁井田新田二丁目8番5号	600
飯島堰越第一街区公園	秋田市飯島新町二丁目9番8号	1,700
飯島堰越第二街区公園	秋田市飯島新町一丁目13番6号	2,800
外旭川神田街区公園	秋田市外旭川字神田421番地の11	900
さつき台街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目17番14号	1,300
檜山緑地	秋田市檜山南中町1番9号	6,000
山王官公庁緑地	秋田市山王一丁目1番1号	12,000
手形街区公園	秋田市手形住吉町2番18号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
若葉町街区公園	秋田市川尻若葉町1番30号	2,000
あさひかわ第一街区公園	秋田市濁川字後田65番地の48	1,500
勝平台街区公園	秋田市新屋勝平台20番38号	700
花畑街区公園	秋田市新屋大川町25番17号	1,700
保戸野鉄砲町街区公園	秋田市保戸野鉄砲町12番40号	2,800
茨島街区公園	秋田市茨島六丁目5番39号	1,000
山王带状緑地	秋田市山王臨海町、川尻大川町地内	9,000
下夕野街区公園	秋田市川尻大川町6番1号	3,200
幕洗川街区公園	秋田市土崎港南二丁目3番66号	3,100
桜第三街区公園	秋田市桜二丁目21番1号	1,400
沼田街区公園	秋田市山王沼田町8番1号	2,400
二葉町第二街区公園	秋田市將軍野東二丁目11番18号	900
長面第二街区公園	秋田市横森五丁目24番30号	1,300
一つ森公園	秋田市檜山字石塚谷地297番地の7	700,800
長面第一街区公園	秋田市横森五丁目13番16号	700
本山町街区公園	秋田市土崎港中央四丁目1番65号	2,400
寺内蛭根街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目1番41号	3,800
保戸野千代田町街区公園	秋田市保戸野千代田町6番30号	3,000
御野場北部街区公園	秋田市御野場二丁目6番1号	2,600
御野場中央街区公園	秋田市御野場四丁目4番6号	4,700
御野場南部街区公園	秋田市御野場六丁目8番1号	7,800
朝日第三街区公園	秋田市新屋朝日町26番7号	200
朝日第四街区公園	秋田市新屋朝日町9番10号	500
桜第五街区公園	秋田市桜二丁目28番1号	500
城南苑街区公園	秋田市檜山城南新町7番12号	400
広面川崎街区公園	秋田市広面字川崎21番地の2	700
境川街区公園	秋田市浜田字境川53番地	1,200
市場西第三街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場233番地	2,100
神田第二街区公園	秋田市外旭川字神田841番地の14	900
川口街区公園	秋田市檜山川口境12番20号	1,800
広面釣瓶町街区公園	秋田市広面字釣瓶町176番地の2	1,300
手形山第一街区公園	秋田市手形山北町2番33号	1,000
飯島東第三街区公園	秋田市飯島西袋二丁目6番20号	2,400
前谷地近隣公園	秋田市外旭川字前谷地3番地	15,700
桜第六街区公園	秋田市桜四丁目7番3号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
市場西第二街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場232番地	1,700
牛島西二丁目第一街区公園	秋田市牛島西二丁目8番10号	1,300
瑞穂街区公園	秋田市仁井田栄町12番25号	600
市場西第一街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場155番地	2,100
油田街区公園	秋田市寺内油田三丁目10番2号	600
飯島第二街区公園	秋田市飯島新町三丁目4番17号	800
広面街区公園	秋田市下北手松崎字家ノ前97番地の1	600
泉上の町街区公園	秋田市泉南三丁目24番15号	1,800
広面野添街区公園	秋田市東通六丁目8番1号	2,700
桜第七街区公園	秋田市桜四丁目23番27号	1,300
広面鬼頭街区公園	秋田市東通五丁目9番5号	3,000
牛島西二丁目第二街区公園	秋田市牛島西二丁目4番13号	1,000
御所野第一街区公園	秋田市御所野下堤一丁目8番1号	2,500
中通二丁目広場	秋田市中通二丁目3番30号	800
広面鬼頭第二街区公園	秋田市広面字鬼頭34番地の5	3,100
新屋西第二街区公園	秋田市新屋日吉町22番1号	2,500
広面谷地眼街区公園	秋田市東通二丁目6番1号	2,800
泉大畑第二街区公園	秋田市泉北一丁目12番15号	2,600
太平山リゾート公園	秋田市仁別字マンタラメ213番地	910,100
泉銀の町街区公園	秋田市泉中央五丁目10番8号	2,600
手形中谷地街区公園	秋田市東通一丁目14番8号	1,800
八橋鯨沼街区公園	秋田市八橋鯨沼町3番7号	900
川尻上野街区公園	秋田市川尻上野町7番5号	1,000
御所野第二街区公園	秋田市御所野元町五丁目1番3号	4,400
新屋西第一街区公園	秋田市新屋日吉町43番17号	2,000
泉日吉町街区公園	秋田市泉中央二丁目10番15号	2,900
広面高田街区公園	秋田市東通三丁目4番1号	3,500
広面小沼街区公園	秋田市東通四丁目3番21号	1,700
御所野近隣公園	秋田市御所野湯本三丁目1番1号	18,800
泉道田街区公園	秋田市泉北四丁目11番14号	2,400
新屋西第三街区公園	秋田市新屋日吉町14番22号	1,300
泉大橋街区公園	秋田市泉中央一丁目21番21号	2,700
御所野第三街区公園	秋田市御所野地藏田二丁目10番地	2,900
友鳩街区公園	秋田市土崎港中央七丁目4番40号	400
卸町第一街区公園	秋田市卸町四丁目9番	2,500

名称	所在地	面積(㎡)
御所野総合公園	秋田市御所野地蔵田三丁目1番	114,300
御所野第四街区公園	秋田市御所野元町三丁目13番1号	2,500
秋操近隣公園	秋田市泉中央六丁目3番1号	19,000
大川端带状近隣公園	秋田市新屋元町、大川町、扇町地内	42,000
上通町街区公園	秋田市保戸野通町11番2号	200
飯島砂田街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地246番2	5,200
光沼近隣公園	秋田市土崎港相染町字沼端77番地	28,900
広面近隣公園	秋田市広面字碓1番地1	23,000
高清水公園	秋田市寺内鶴ノ木地内	23,400
拠点第一街区公園	秋田市東通仲町16番1号	7,500
通り穴第三街区公園	秋田市将軍野向山9番1号	600
仁井田第二街区公園	秋田市仁井田新田二丁目10番11号	500
御所野ふれあい地区公園	秋田市御所野地蔵田五丁目1番1号	39,000
八橋墓地	秋田市八橋本町六丁目12番30号	9,500
古城苑第二街区公園	秋田市添川字境内川原3番地31	400
栗田神社街区公園	秋田市新屋栗田町1番	3,100
野崎コミュニティ広場	秋田市河辺三内字野崎35番4、35番7および35番15	6,600
川反三丁目街区公園	秋田市大町三丁目1番1号	400
北野田公園	秋田市河辺北野田高屋字小高37番地1	56,000
御所野第5街区公園	秋田市御所野地蔵田四丁目70番	2,500
御所野堤台近隣公園	秋田市御所野堤台二丁目1番1	21,700
キャンパスタウン1号街区公園	秋田市下新城野中野字街道端西250番	2,100
泉ハイタウン街区公園	秋田市泉菅野二丁目1番70	2,700
下北手松崎街区公園	秋田市下北手字大沢田100番34	2,700
桜台中央公園	秋田市桜台二丁目5番11	6,000
桜台フラワーパーク	秋田市桜台三丁目22番9	2,400
桜台メイズパーク	秋田市桜台三丁目11番1	2,500
桜台こもれび公園	秋田市桜台一丁目60番	2,500
桜ガ丘第一街区公園	秋田市桜ガ丘二丁目1番11	2,000
桜ガ丘第二街区公園	秋田市桜ガ丘三丁目4番	4,400
桜ガ丘ひがし団地みはらし公園	秋田市桜ガ丘五丁目4番8	4,300
大平台四丁目街区公園	秋田市大平台四丁目5番24	2,600
大平台もみの木公園	秋田市大平台一丁目14番6	6,400
山手台ちゅうおう公園	秋田市山手台三丁目128番	3,100
山手台みはらし公園	秋田市山手台三丁目126番	4,600

名称	所在地	面積(㎡)
南ヶ丘一号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目4番1号	2,100
南ヶ丘二号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目18番1号	4,000
みなみの風公園	秋田市南ヶ丘一丁目3番3号	4,900
仁井田西潟敷第一街区公園	秋田市大住南二丁目12番25号	2,500
仁井田西潟敷第二街区公園	秋田市大住南二丁目7番27号	2,700
御野場第一街区公園	秋田市御野場新町四丁目7番95	3,500
御野場第二街区公園	秋田市御野場新町五丁目60番52	2,800
御野場第三街区公園	秋田市御野場新町三丁目7番130	2,600
御野場第四街区公園	秋田市御野場新町二丁目200番28	8,500
御野場第五街区公園	秋田市御野場新町一丁目30番28	3,100
飯島穀丁街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地1番12	2,800
あさひかわ第二街区公園	秋田市濁川字草刈場1番50	2,400
手形新栄町街区公園	秋田市手形新栄町地内	1,100
山手台おはなみ公園	秋田市山手台二丁目125番	2,000
山手台どんぐりやま公園	秋田市山手台三丁目129番	2,000
西部工業団地中央公園	秋田市新屋鳥木町1番163	5,600
西部工業団地帯状公園	秋田市新屋鳥木町1番190	3,200
西部工業団地南公園	秋田市新屋鳥木町1番115	2,700
西部工業団地北公園	秋田市新屋鳥木町1番187	3,400
新屋比内町街区公園	秋田市新屋比内町101番116	1,500
新屋大川町街区公園	秋田市新屋大川町51番111	1,300
新屋関町後街区公園	秋田市新屋町字関町後202番2	1,200
手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流地内	1,900

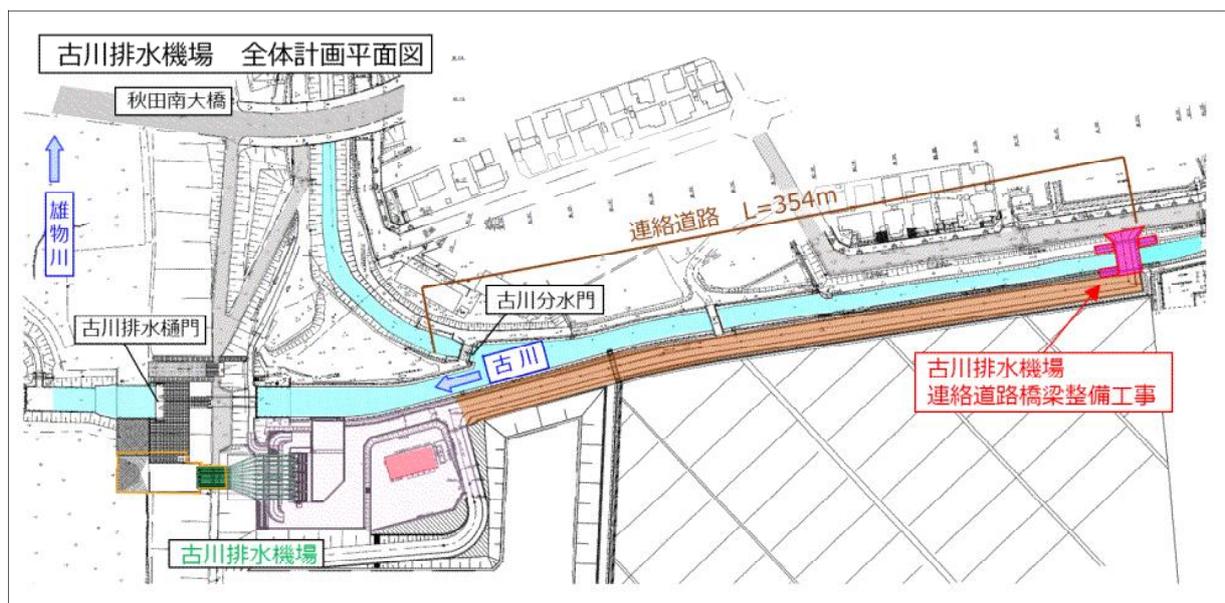
古川排水機場連絡道路橋梁整備工事の進捗状況について

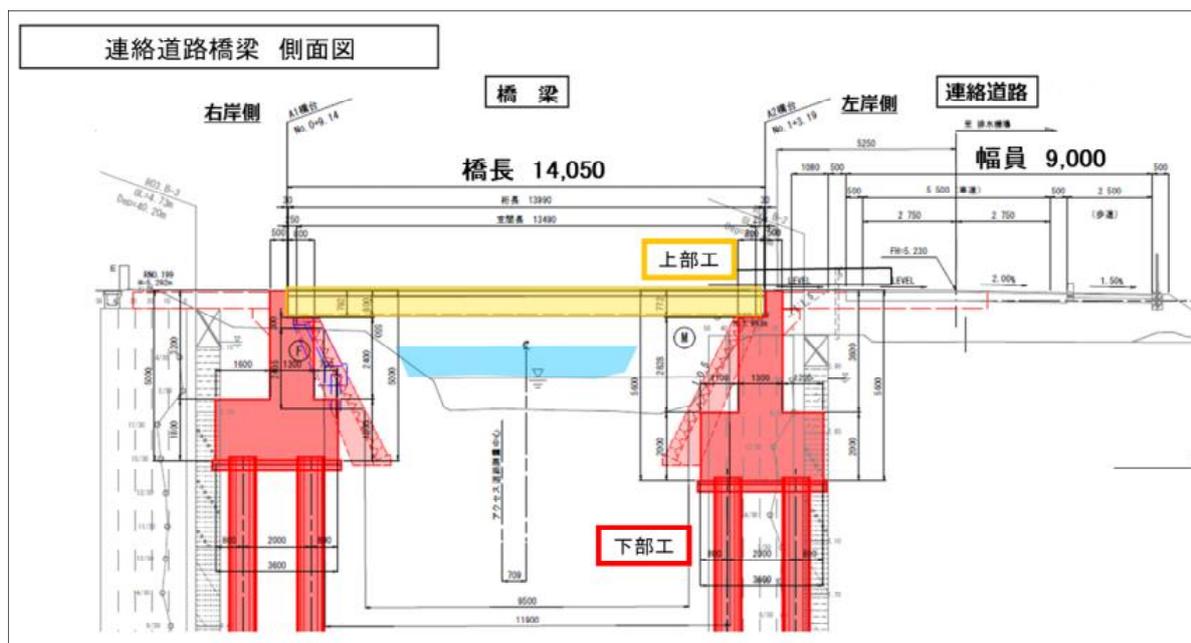
1 古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）の概要

場 所 四ツ小屋字中山地内
契約金額 147,730,000円
受注者 中田建設株式会社
工 期 令和5年2月27日から令和5年9月29日まで
工事内容 橋台工 2基、護岸工 1式

2 古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（上部工）の概要

場 所 四ツ小屋字中山地内
契約金額 52,212,600円
受注者 豊島建設株式会社
工 期 令和5年2月27日から令和5年10月27日まで
工事内容 PC桁工 1式、舗装工 1式
橋長L=14.05m、幅員W=9.00m





(下部工) 橋台施工状況



(上部工) 橋桁製作状況

3 今後の予定

下部工において、週休二日制モデル工事の実施のほか、埋戻材を発生土から購入土へ変更することや令和5年7月豪雨等への対応により水替工が増工となることなどから、増額変更が見込まれる。

また、下部工および上部工において、上記理由などにより、工期延期を予定している。

令和5年11月 変更数量および金額の確定

変更の仮契約を締結

12月 市議会定例会に変更契約の議案提出

令和5年度 ゆき総合対策実施方針等について

雪が降る都市を対象とした除排雪体制等に関する調査、コールセンター等に寄せられた除排雪に関する苦情の分析、町内会長との意見交換会（6月に4回実施）等を参考に検討した結果、市民満足度の向上につながり、かつ、持続可能な除排雪体制の構築に向けて、今冬から下記のゆき総合対策を実施する。

1 令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果について

※ 建設委員会資料61～63ページのとおり

2 除雪方法の改善

- ・他の多くの雪が降る都市と同様に、10cm以上の降雪があった場合は、圧雪状態を作らないよう初期除雪を実施する。
- ・コールセンターにかかる電話の約82%（令和3年度データ）は生活道路の除雪に関する苦情等であることを踏まえ、今冬は、主要道路から一般生活道路（私道含む）に至る除雪対象路線をすべて除雪することで市民満足度の向上を図る。
- ・上記の除雪の合間に行う補完的な除雪は、道路および地域毎の状況に応じて臨機応変に行う。
- ・一部を除き、排雪（雪山の撤去等）は後日まとめて行うことで除雪の効率化を図る。
- ・毎日定時に除雪業者に対して稼働指示を出すことで体制を整え、迅速かつ効率的に除雪する。

3 コールセンターの受電率（応答率）の向上

- ・コールセンターに寄せられる電話の約87%（令和3年度データ）が除雪の実施状況の照会であることから、「除雪するか、しないか」を自動音声で回答するシステムを導入し、ボリュームゾーンの対応の効率化を図る。
- ・このことにより、直接オペレーターと話したい市民の受電率を向上させる。

4 LINEの機能拡充

年代性別問わず使用頻度が高いLINEの機能を拡充して、除排雪情報を迅速かつ効率的に提供し、同時にコールセンターの受電率向上の一助とする。

(1) 情報提供

- ・LINE画面の操作により、当該日の除排雪の実施状況が表示される。
(令和5年9月現在登録数：約10,000人)

(2) アンケート

- ・廃止する町内会長アンケートの代わりとして、幅広い層の市民アンケート調査機能を取り入れる。

5 小型除雪機貸出しの促進

町内会長アンケートによる、「運搬が大変」および「個人なら利用する」等の小型除雪機を利用しない理由を参考に、コミュニティセンターに配置している32台の小型除雪機を指定場所および時間に配達・回収するとともに、貸出し対象を個人に拡げることで利用促進を図る。

(1) 概要

- ・軽トラック等を所有する法人、個人事業主等を募集し、小型除雪機を使用した除雪を行う町内会又は個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達し、終了後に回収する。(1日3回程度の配達・回収を想定)

(2) 利用条件

- ・市道および私道を合わせて100m以上除雪する。

6 有償ボランティアによる市民除雪

町内会等の地域活動団体、企業等が行う除雪に対して報償金を支払うことで市民協働による除雪意識のさらなる醸成を図り、もって持続可能な除雪体制構築の一助とする。

(1) 概要

- ・冬期間通じて地域の私道を除雪する町内会等に報償金(400円/m)を支払う。

(2) 利用条件

- ・所有する除雪機を活用した場合は100m以上、人力による場合は50m以上を除雪する。
- ・当該私道は、豪雪時を除き、冬期間本市の除雪を行わない。

(3) 除雪中の事故に対する保険

- ・市民一斉除雪デーと同様の、市民総合賠償補償保険(1日～3か月の入院補償：最大5万円)を活用する。

7 本市除雪を取り巻く状況の理解促進および支援策等のPR

- ・広報あきたに5回連続掲載(7月号から11月号)で、他の雪が降る都市との比較を踏まえた本市の除排雪を取り巻く状況等を繰り返し伝えることで、市民の除排雪に対する理解を促進する。
- ・リーフレットを作成して町内会長等に配布することで、市の支援策、コールセンター、LINE等をより効果的にPRする。

令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果について

有効な回答があった市は以下のとおり

旭川市、函館市、青森市、弘前市、八戸市、大館市、横手市、鹿角市、盛岡市、酒田市、山形市、米沢市、福島市、郡山市、会津若松市、長岡市、金沢市、富山市、高岡市、福井市、長野市、高山市 計22市

1 調査結果の説明

全国的に大雪に見舞われた令和3年度のデータを基本に、主な項目を抜粋して説明する。

- (1) 除雪対象路線（本市：1,906km）
 - ・旭川市（2,148km）について2番目に長い。
- (2) 除排雪経費（本市：3,634百万円）
 - ・青森市（5,887百万円）について2番目に多い。
- (3) 外部コールセンター（本市：設置済み）
 - ・コールセンターを設置しているは本市のみ。
- (4) GPSによる市民への除雪情報提供（本市：除雪機等に約2,400台設置）
 - ・業者の作業管理用等としてGPSを設置している市が12市ある中で、ホームページで除雪機等の作業履歴を市民公開しているのは3市のみ。
- (5) 市民協働除排雪推進策（本市：小型除雪機貸出可能台数：約60台）
 - ・12市で市民除雪用の小型除雪機を貸し出している。本市の貸出数は平均的だが、高岡市427台、富山市392台と、市民協働除雪の推進に力を入れている自治体とは大きな開きがある。
- (6) 契約業者数（本市：236者）
 - ・富山市340者、福井市258者に次いで3番目に多い。
- (7) 市直営除排雪（本市：実施）
 - ・16市で市所有の除雪機等を活用した直営除排雪を行っている。
- (8) 除排雪の出動判断（本市：業者判断なし）
 - ・18市は業者が除雪出動判断（部分的含む）している。また、除雪や排雪は町内会が判断して除雪業者に発注（市に請求）している市がある。

(9) 私道除雪（本市：ほぼ実施）

- ・本市と同様にほぼ除雪しているのは3市のみで、8市は除雪対象外としている。残り11市は、町内会又は地域住民の申請、合併前の旧町村のみ等わずかな一部の私道だけ除雪している。

(10) 排雪（本市：原則除雪と同時に実施）

- ・本市と同様、原則として除雪と排雪を同時に行うのは1市のみ。その他の市は、災害級の降雪時等例外的な場合を除いて除雪と排雪は切り離している。
- ・全く排雪しない、一冬に数回程度まとめて排雪するかのいずれかにより、除雪の効率化を図っている。

(11) 一斉除雪（本市：1,906kmを4～7日で1回約8億円）

- ・本市の一斉除雪に要する経費は、一斉除雪を行う15市の中で突出している。
- ・本市の一斉除雪の所要時間は4日～7日であるのに対して、多くの市は数時間から1日以内で終了する。

令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果(抜粋版)

都市名	秋田市	大館市	横手市	鹿角市	旭川市	函館市	青森市	弘前市	八戸市	盛岡市	酒田市	山形市	米沢市	福島市	郡山市	会津若松市	長岡市	金沢市	富山市	高岡市	福井市	長野市	高山市	
人口	300,257	67,596	83,448	28,141	322,527	242,467	269,095	162,322	219,733	284,054	96,777	243,507	78,710	275,483	322,515	113,386	259,968	458,005	407,790	165,033	256,435	366,591	83,708	
面積(km ²)	906	913	692	707	747	677	824	524	305	866	602	381	548	767	757	382	891	468	1,241	209	536	834	2,178	
除雪対象路線(km)	1,906	805	1,182	556	2,148	1,130	1,591	1,019	1,245	1,539	1,175	1,225	637	949	1,206	854	1,318	896	1,847	1,246	1,831	1,355	1,030	
累積積雪量(cm)	R 3	265	627	866	591	418	274	600	475	132	198	246	385	686	202	-	368	562	206	373	349	248	201	360
	R 4	198	414	680	544	385	354	557	483	110	212	112	218	544	80	-	203	723	146	125	161	152	89	146
降雪日数(日)	R 3	93	56	95	104	81	65	73	68	91	41	61	57	82	82	-	56	55	71	36	73	31	42	52
	R 4	44	50	80	84	76	59	69	65	82	40	53	39	64	14	-	38	52	58	36	57	18	22	27
除排雪実施日数(日)	R 3	76	86	103	76	110	61	未集計	未集計	62	98	88	94	21	73	89	69	50	51	16	16	41	101	未集計
	R 4	49	82	90	70	104	85	未集計	未集計	39	106	53	55	19	34	82	67	51	20	20	10	35	97	未集計
除排雪経費(百万)	R 3	3,634	1,180	2,666	614	2,985	605	5,887	1,935	794	1,631	792	1,458	1,598	768	461	1,429	2,277	1,396	2,191	985	1,615	1,561	1,752
	R 4	1,598	861	2,152	641	3,578	1,231	5,210	1,854	803	1,504	413	753	1,095	153	318	807	2,148	1,415	1,414	747	2,101	983	953
本市降雪量を基準した市道100mに要する除排雪経費(千円)	R 3	191	62	69	50	88	52	163	106	128	142	73	82	97	106	-	120	81	200	84	60	94	152	125
	R 4	85	51	53	42	86	61	116	75	116	91	62	56	63	40	-	92	45	214	121	74	149	161	125
外部コールセンター	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職員体制	24時間体制	通常勤務	通常勤務	通常勤務	大雪時は24時間	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務
市民への除雪情報提供	GPS市民公開	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	有	-	-	-	-
	LINE	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	有	有	有	有	-	-	有	-	-	-	-	-	-
市民協働除排雪推進策	機械貸出	-	-	有	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	有	-	-	有	-	有	有	-	有	-
	車両貸出	-	-	-	有	有	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-
	2/3購入補助	-	1/2補助	-	-	-	-	-	-	-	-	2/3補助	2/3補助	-	1/2補助	-	1/2補助	-	3/4補助	2/3補助	-	1/2補助	-	-
	燃料補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-
	除雪デー	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	除雪活動	-	報償金	-	マッチング支援	報償金	マッチング	-	-	企業除雪	報償金	報償金	-	-	報償金	-	水中ポンプ報償金	-	-	報償金	-	-	
契約業者数	236	73	57	27	66	44	136	159	82	150	65	104	38	54	78	127	105	192	340	173	258	137	141	
最低保障	なし	有	有	有	有	有	有	有	有	-	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	-	-	-	
保有台数(市業者合計)	除雪機	1,005	256	330	109	506	266	1,073	277	250	558	261	334	309	512	100	307	440	723	1,306	344	525	319	452
	ダンプ	1,464	不明	不明	不明	不明	165	1,406	781	0	149	3	682	不明	249	58	不明	不明	213	7	不明	不明	37	不明
市直営除雪(市職員又は会計年度職員の季節雇用)	実施	有	有	有	-	-	-	有	有	有	有	有	-	有	-	有	有	-	有	有	有	有	有	有
市所有除雪機数	106	25	158	0	32	0	28	26	10	39	102	11	23	8	1	72	177	34	144	9	61	55	22	
出動判断	部長他	一斉除雪等は部長	-	-	-	-	-	-	-	-	本部設置後は部長	一斉除雪は部長	-	-	-	-	-	-	一斉除雪は部長	-	-	-	-	-
	担当課	担当課	担当課	担当課	担当課	-	担当課	担当課	-	担当課	担当課	担当課	担当課	-	担当課	-	直営路線のみ担当課	-	直営路線以外担当課	-	担当課	担当課	-	-
	業者	-	豪雪時	-	全域	全域	-	生活道路	全域	-	全域	支所管内	自主判断路線	全域	全域	全域	委託路線	全域	重要路線	町内会判断	山間部のみ	山間部のみ	全域	全域
私道除雪(一部含む)	実施	実施	-	実施	実施	町内会申請で実施	町内会申請で実施	住民依頼で実施	-	実施	-	実施	実施	-	-	町内会申請で実施	実施	実施	-	実施	-	実施	-	
間口除雪等高齢者への配慮	福祉施策	有(320円/回)	-	有(有料)	-	-	有	-	有	-	市職員除雪	-	費用補助	有(千円/回)	-	-	有	-	-	-	-	有	-	-
	業者除雪(事前登録)	有	努力指示	-	-	有	-	配慮	-	-	-	有	-	配慮	-	-	有	-	-	-	-	-	-	配慮
排雪	一般生活は除雪同時	まとめて実施	まとめて実施	夜間除雪中排雪	年1~2回実施	まとめて実施	生活は一体幹線まとめ	除雪後に実施	年1回程度実施	年1回実施	まとめて実施	町内会が業者発注	まとめて実施	-	-	まとめて実施	まとめて実施	まとめて実施	まとめて実施	除雪と同時	まとめて実施	まとめて実施	年1~3回実施	
一斉除雪	経費/回	8億前後	非公表	非公表	非公表	非公表	-	-	-	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表	-	非公表	非公表	-	非公表	非公表	非公表	非公表	-	-
	期間	4~7日間	12時間以内	6時間以内	1日以上	6時間以内	1日以上	-	-	-	1日以上	1日以内	1日以内	6時間以内	6時間以内	-	12時間以内	1日以内	-	12時間以内	不明	1日以内	-	-
排雪場数	事業者	6	不明独自所有	1,542	-	60	2	35	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般	4	16	12	6	8	8	5	5	3	12	4	8	4	4	3	22	8	9	10	8	4	11	
	地域住民	698	約2,000	約1,500	-	237	498	362	41	-	296	-	130	-	-	-	-	未集計	-	-	-	-	-	-

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎担当部局)
1	効果的な道路除排雪の推進				
	(1) 除排雪				
	① 稼働基準				
	<p>幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。</p> <p>また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。</p> <p>原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・12月1日に、日本海寒帯気団収束帯(JPCZ)の発生により、山間部での降雪量が多くなり、12月2日に雄和・河辺地区において初稼働となりました。</p> <p>・2月1日には、5時間で18cmの積雪となり、一時33cmの積雪深となったため、市内全域で幹線道路(赤・黄色)から生活幹線道路(オレンジ色)までの除排雪を実施しました。</p> <p>・2月7日からは生活道路(緑・青色)を実施しました。</p>	<p>・一部の生活道路の区分見直しを行い、幹線道路から主要な生活道路までの除排雪を実施した結果、市内において大きな交通障害はみられませんでした。</p>	<p>・引き続き、稼働基準に基づく、初期除雪の徹底を図るとともに、生活道路の除排雪については、広報あきたや説明会等において、稼働基準の理解を求めてまいります。</p> <p>・雪山処理については、高さが概ね1.2mを超え、交通安全上必要な視距の確保が困難になった箇所について、速やかな撤去に努めます。</p> <p>・バス路線は、優先的に除雪を行う幹線道路と位置づけておりますが、雪がない状態でも交互通行が困難な幅員の狭い道路もありますので、今後とも、関係者で協議および情報共有しながら適切に対応してまいります。</p>	建設部
	② 作業時間帯				
	<p>幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。</p> <p>また、生活幹線道路以外の生活道路は日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・幹線道路と歩道は、通勤通学前の早朝に合わせての作業に努めました。</p>	<p>・作業の時間帯に関する住民からの要望はほとんどなく、協力が得られました。</p>	<p>・引き続き、周辺に配慮しながら、計画に基づく道路種別に応じた作業時間帯に、作業を実施します。</p>	建設部
	③ 権限分散				
	<p>地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・河辺、雄和地域の除雪については、それぞれの市民サービスセンターで対応し、休日夜間については、本部において対応しました。</p>	<p>・稼働指示の判断基準のほか、稼働指示の連絡体制と役割分担について、再確認を行い、本部職員と連携して対応するなど、改善を図りました。</p>	<p>・引き続き、情報を共有しながら、河辺、雄和の両市民サービスセンターと本部がそれぞれの地区の降雪状況に応じ、きめ細やかな除排雪を実施します。</p>	建設部
	④ 道路パトロール				
	<p>ごみ収集(資源化物)等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託し(河辺、雄和地区を除く9地区)、適切な道路状況の把握に努めます。</p> <p>※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。</p> <p>(※基本計画5ページ)</p>	<p>・日中2班、夜間1班の2交替制を標準としたパトロール業務を秋田市総合振興公社に委託し、本部と連携して道路状況の把握や除雪後の仕上がり状況などの確認を行いました。</p> <p>・降積雪状況に応じて、班数や出動時刻を変更するなどの対応を行いました。</p>	<p>・降雪量が多くなることが予想される地域とともに、きだまり箇所や気温の上昇などにより、悪路となることが想定される地域などで重点的にパトロールしました。</p>	<p>・引き続き、2交代制を基本とし降雪状況に応じたパトロールを実施します。</p>	建設部
	⑤ 予算計上				
	<p>過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。</p> <p>また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し、遅滞のない除排雪対応に努めます。</p> <p>(※基本計画5ページ)</p>	<p>・4年度は、当初予算額12億円に対して、2月6日に10億円の専決処分により22億円の予算となり、15億9千8百万円の執行となりました。</p> <p>・GPS端末を2,360台の作業車両に搭載し、予算の執行状況の把握に努めました。</p> <p>GPS搭載台数 R4:2,360台 R3:1,843台 R2:867台 R元:900台 H30:851台 H29:851台 H28:851台 H27:851台 H26:851台 H25:785台</p>	<p>・4年度は排雪用運搬車両全車に対しGPS端末を搭載し、除排雪機械と合わせると2,360台において作業の正確な把握と管理を実施しました。</p>	<p>・除排雪作業をより効率的かつ効果的に実施するため、引き続き除排雪機械および排雪用運搬車両にGPS端末を搭載するほか、除排雪運行管理システム等の改修を行い、作業の正確な把握と適切な運行管理を実施します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	⑥ 除排雪機械オペレータの確保と技術の向上				
	<p>除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。</p> <p>(* 基本計画5ページ)</p>	<p>・除排雪機械の運転免許取得費用等に対して、企業立地雇用課で実施している助成事業に、除排雪機械のオペレータ不足を補うための上乘せ助成を行いました。 【資格取得助成者数】 R4:3名</p> <p>・10月26～28日に希望者60名を対象に経験不足を補うための機械操作の実技を主とした研修会を実施しました。 【受講者数】 R4:60名 R3:29名 R2:8名 R元:38名 H30:15名 H29:40名 H28:32名 H27:79名 H26:66名 H25:124名</p>	<p>・オペレータの技術継承や人員不足が懸念されています。</p>	<p>・引き続き、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 ・除排雪技術向上のため研修会を実施しオペレータの育成に取り組みます。 ・委託業者に対して人員確保や若手オペレータの育成・指導について要請してまいります。</p>	建設部
	⑦ 県との連携				
	<p>県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差点の雪処理方法などについて協議します。</p> <p>(* 基本計画5ページ)</p>	<p>・県道と市道の管理区分にとらわれず、効率的な除排雪作業を行うための県との交換路線は、10路線、11.9kmで実施したほか、県と市の除雪路線が交差する交差点の雪処理についても、相互に適切に対応しました。</p>	<p>・県道と連動して稼働を実施することで効率的に除排雪を進めることができました。</p>	<p>・引き続き、県と協議し、交換除雪を行うなど効率的な除排雪を実施します。 ・県道と連動して稼働を予定している路線について、連絡体制の強化を実施してまいります。</p>	建設部
	(2) 堆雪場				
	① 新規堆雪場の確保				
	<p>豪雪時においては、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。 (大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定していきます。 (中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。 (小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>(大規模) ・民間への売却に伴い秋田港埋立地が堆雪場として使用できなくなったことから、下新城地区に新たな堆雪場の整備を行うために用地取得を行ったほか、旧空港跡地や雄物川右岸などについても、堆雪場として開放しました。 (中規模) ・河辺の秋田市総合環境センターの一部、御所野地区および御所野地区の調整池を業者用の堆雪場として運用しました。 (小規模) ・地域住民用小規模堆雪場については、住宅密集地における堆雪場の確保に努めました。 また、継続使用する際の申請手続を簡略化しました。</p> <p>R4:22箇所(21町内会) R3:24箇所(23町内会) R2:20箇所(19町内会) R元:17箇所(16町内会) H30:20箇所(18町内会) H29:27箇所(25町内会) H28:32箇所(29町内会) H27:34箇所(30町内会) H26:39箇所(33町内会) H25:36箇所(31町内会)</p>	<p>(大規模) ・堆雪容量については、令和3年度に対して約3割の容量を使用する状況でした。 (中規模) ・御所野地区の調整池については、管理者との協議により搬入路の整備を行い常時使用することとなりました。 ・耕作放棄地の利用は、周辺耕作地で使用する用水への影響や、土地の地盤沈下などの影響が発生する可能性があり、耕作者や地元の理解が必要です。 (小規模) ・申請件数は昨年度より若干減少しております。</p>	<p>(大規模) ・下新城大規模堆雪場(仮称)については、今年度の供用開始に向け整備を進めます。 (中規模) ・引き続き昨冬使用した堆雪場において必要に応じて搬入路の整備を実施します。 ・耕作放棄地の利用は難しい状況ですが、引き続き情報収集に努めます。 (小規模) ・さらなる利用促進に向けて、ホームページの掲載方法の工夫や広報あきたの掲載回数を増やすことなどを検討し周知を図ります。</p>	建設部
	② 街区公園等の活用				
	<p>街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンプやソリなどに限定して地域に開放します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・街区公園192箇所、児童遊園地463箇所、その他の公園43箇所、計698箇所を地域に開放しました。 R4:街区192、児童遊園地463、その他43 計698箇所 R3:街区191、児童遊園地462、その他42 計695箇所 R2:街区190、児童遊園地459、その他42 計691箇所 R元:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H30:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H29:街区179、児童遊園地459、その他43 計681箇所 H28:街区178、児童遊園地448、その他43 計669箇所 H27:街区179、児童遊園地448、その他43 計670箇所</p>	<p>・特に問題点は確認されませんでした。</p>	<p>・引き続き、降雪初期から街区公園等を住民用の堆雪場として開放します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
(3) 情報提供					
① コールセンターの活用					
	<p>道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。</p> <p>コールセンターの受付時間は、通常時午前8時から午後8時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ24時間体制で実施します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・電話対応業務を市内のコールセンターへ委託し、電話で受けた内容を本部とリアルタイムで共有することにより、除排雪業務への対応の迅速化を図りました。</p> <p>・受電率を上げるため、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行いました。</p> <p>開設期間 R4.12.10からR5.3.15まで ゆき対策に関する要望等の件数 3,232件</p> <p>R4:3,232件 R3:8,481件 R2:7,032件 R元:1,644件 H30:1,538件 H29:3,904件 H28:7,172件 H27:2,214件 H26:2,380件 H25:5,983件</p>	<p>・「早く除雪して欲しい」、「排雪もして欲しい」、「早く雪山を撤去して欲しい」などの要望が多く寄せられました。</p>	<p>・シーズン前に万全の体制を整えるとともに、作業予定日数を事前に秋田市広報板でPRするほか、回線がパンクした際の対応として音声ガイダンスでメール利用等の呼び掛けを実施するとともに、コールセンターとの協議を密にし回線数の増減対応の必要性について検討をまいります。</p> <p>・コールセンターの受電率の向上として、問い合わせ内容を音声ガイダンスにより振り分けることで、直接、話したい方だけをオペレータにつなぐようにします。</p> <p>・引き続き受電率を上げるため、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行います。</p>	建設部
② GPSの活用					
	<p>GPSを作業車両に搭載し、稼働状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼働履歴の確認もできる機能としております。</p> <p>また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・2,360台のGPS端末を使用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴をホームページで公開(排雪用運搬車両を除く)しました。また、ケーブルテレビのデータ放送に作業状況を公開しました。</p> <p>R4:2,360台に搭載 R3:1,843台に搭載 R2:817台に搭載 R元:900台に搭載 H30:851台に搭載 H29:851台に搭載 H28:851台に搭載 H27:851台に搭載 H26:851台に搭載 H25:785台に搭載</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・引き続き、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴が確認できる除排雪車両運行管理システムのURLをLINEに掲載し、システムへの誘導を行います。また、LINE登録者数を増やすための周知を行ってまいります。</p>	建設部
③ 地域情報員の役割					
	<p>地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・減少傾向にある地域情報員を増員するため、昨年度と同様に建設部と市民生活部の主席主査を配置して対応しました。また、地域情報員へ232件の要望等がありました。</p> <p>R4:398人(管理職377人+主席主査21人) R3:405人(管理職383人+主席主査22人) R2:388人(管理職365人+主席主査23人) R元:395人(管理職380人+主席主査15人) H30:387人(管理職360人+主席主査27人) H29:386人(管理職368人+主席主査18人) H28:387人(管理職368人+主席主査19人)</p>	<p>・管理職の減少や地域的な偏り、また、休日における要望に対する対応など、年々地域情報員への負担が大きくなっています。</p>	<p>・引き続き、地域情報員を配置し、地域からの除排雪に係る要望および意見に迅速に対応します。</p> <p>・地域情報員の役割を確認するために、説明会等を行います。</p>	建設部
④ 町内会長への情報伝達					
	<p>町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・12月に担当地域ごとの地域情報員連絡会において、主務者が中心となり、担当町内会の割り当て地域情報員間の連絡体制を確立しました。</p> <p>・1月9日に実施を予定していた市民一斉除雪デーについては、実施日の3日前に中止を決定したことから、地域情報員を通して町内会長に連絡を行いました。</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・緊急連絡が必要となった場合には、地域情報員とそれを統括する責任者を活用し、確実な情報の伝達に努めます。</p>	市民生活部
⑤ 除雪対象路線図の提供					
	<p>毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・令和4年度からは、除排雪車両運行管理システムへ除排雪対象路線図の表示を行いました。また、LINEを活用し除排雪車両運行管理システムへの誘導を行いました。</p> <p>・1,012町内会長の内、旧秋田市内911町内会長を対象に開催した説明会にて対象路線図および、LINEの登録方法などの説明を行いました。</p>	<p>・一部の町内会から区分見直しを行った道路と現状に相違があるとの意見が寄せられ、意見を基に路線の変更を行いました。</p>	<p>・引き続き、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ優先順位を示した路線図を表示し、除排雪における情報を市民へ提供するとともに、町内会長に対し道路除排雪基本計画書と一緒に除雪対象路線図を送付します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	⑥ 様々な媒体の活用				
	市のホームページのトップに道路除排雪に関するポータルサイトを設けるほか、LINEを活用したプッシュ型の情報配信により、稼働状況を含めた除排雪等に関する情報を広く市民に提供します。 (*基本計画10ページ)	・閲覧者がよりわかりやすいように、市のホームページのトップに道路除排雪に関するバナーを設けて、全市の除排雪の情報を発信しました。 ・LINEを活用し、市民に向けて除排雪に関する情報を発信しました。	・LINE登録者が延べ10,000人を超え、登録対象者に対しては、除排雪作業の予定路線等の情報発信を行うことができました。	・これまでの情報発信の方法を継続するとともに、昨年度活用したLINEによるプッシュ型の配信に加えて、地域別の稼働状況の問い合わせに対して、情報を提供できるよう検討します。	建設部
2 高齢者等支援の推進					
(1) 高齢者等への配慮					
① 雪寄せ支援					
	おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ作業を行います。 (1日1回1時間以内で、1週間に2回を上限) (*基本計画10ページ)	・高齢者雪寄せ支援事業について広報あきたやホームページ、地域包括支援センターを通じてPRを行い、サービスの利用に結びつけました。 実績 12月末 利用人数 434人 利用回数 992回 1月末 利用人数 758人 利用回数 2,452回 2月末 利用人数 811人 利用回数 2,673回 計 利用人数 2,003人 利用回数 6,117回	・前年比では利用人数、利用回数ともに減少しました。	降雪期前から、広報あきたやホームページ等を活用して制度の周知に努め、新規利用者の円滑な登録に繋がります。	福祉保健部
② 雪下ろし支援					
	道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯(持ち家に限る)に対し、雪下ろしや排雪に要する費用を助成します。 (*基本計画11ページ)	・広報あきた、市のホームページで制度の周知を図りました。 ・道路豪雪対策本部の設置がなく、利用申請はありませんでした。	・特に問題はありませんでした。	・広報あきたやホームページ等により制度の周知に努めます。 ・道路豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、市民からの要請や情報提供等があり、職員が現地で屋根の積雪状況を確認して家屋倒壊の恐れがあると判断した場合は、申請を受け付けることとします。	福祉保健部
③ 買物支援					
	買物支援を実施している事業者からの聞き取りやニーズ把握により、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。 (*基本計画11ページ)	・民間事業者等が提供するサービスに関する情報を掲載した冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」に、買物支援等に関する情報を掲載しました。 冊子作成部数 20,000部	・多様化するニーズに対応し、様々なサービスの情報提供が必要です。	・民間で実施している宅配サービスなどの情報をよりわかりやすく提供していきます。	福祉保健部
3 市民協働の推進					
(1) 地域住民による除排雪					
① 除排雪時の支援					
	コミュニティセンター等へ小型除雪機械を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。 また、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費の一部助成をはじめ、新たな支援策を検討していきます。 (*基本計画11ページ)	・下記のとおり町内会等へ貸し出しました。 除雪機 軽トラ R4年12月 1回 0回 R5年1月 2回 0回 " 2月 6回 1回 " 3月 0回 0回 計 9回 1回 (参考) R3年12月 4回 0回 R4年1月 13回 6回 " 2月 7回 13回 " 3月 0回 0回 計 24回 19回	・一昨年度に比べて降雪量が減ったことから、町内会への小型除雪機の貸出し実績も減少しています。	・小型除雪機の利用促進を図るため、小型除雪機を使用して除雪しようとする町内会または個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達して、回収するサービスを実施します。 ・軽トラックを町内会等が小型除雪機の運搬や除排雪作業の際に貸し出すサービスは廃止します。 ・新たな支援策として、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費に対し、補助金(補助率2/3 限度額50万円)を交付するとともに、町内会等が私道を除雪する場合は報償金を支払います(400円/m)。	市民生活部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
① 除排雪時の支援					
	個人所有の小型除排雪機械（農業用機械等）で実施する、地域の狭隘道路や歩道などを対象とした除排雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除排雪機械の燃料も支給します。 （*基本計画11ページ）	・個人所有小型除排雪機械等への燃料支給については、71団体からの申請があり、6,315リットル支給しました。 R4 71団体 6,315ℓ R3 68団体 8,364ℓ R2 64団体 7,282ℓ R元 52団体 3,554ℓ H30 60団体 4,833ℓ H29 59団体 7,061ℓ H28 56団体 5,937ℓ H27 37団体 3,525ℓ H26 57団体 4,214ℓ H25 59団体 3,729ℓ ・小型除排雪機械20台を20町内会へ、シーズンを通して貸与しました。 R4:20町内会等へ貸与(HG20台) R3:18町内会等へ貸与(HG18台) R2:16町内会等へ貸与(HG15台+小型ローダー1台) R元:17町内会等へ貸与(HG17台) H30:17町内会等へ貸与(HG17台) H29:15町内会等へ貸与(HG15台) H28:17町内会等へ貸与(HG15台、融雪機2台) H27:16町内会等へ貸与(HG15台、融雪機1台) H26:16町内会等へ貸与(HG16台、融雪機2台) H25:15町内会等へ貸与(HG14台、ローダー1台、融雪機2台) ・運転手付きダンプおよび運転手付きローダーの貸出はありませんでした。	・燃料支給は、特に問題はありませんでした。 ・小型除排雪機械の利用を検討している町内会が複数あることから、さらなる利活用を進めていく必要があります。	・支援制度の利用促進を図るため新たに除排雪機を購入するとともに、引き続き、町内会等への周知に努めてまいります。	建設部
② 自助・共助意識の醸成					
	地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。 （*基本計画11ページ）	・1月9日に予定していた「市民一斉除雪デー」について、積雪状況や気象状況を勘案し中止としました。 【参加者数】 R4:中止 R3:1,597人 R2～H27:中止 H26:3,369人 H25:2,903人	・実施なし	・市民一斉除雪デーは、R4年度に実施した町内会長アンケートにおいて、これまでどおり実施したほうが良いとの回答が多く、今後もより多くの市民が参加できるようにPRに努めてまいります。 ・町内会アンケートを廃止する代わりに、LINE登録者を活用した幅広い層からの市民アンケートを実施します。	市民生活部
(2) マナーの徹底					
① 広報活動の充実					
	除排雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。 （*基本計画12ページ）	・広報あきた12月2日号（保存版）で、除雪マナー等について周知を図りました。 ・秋田魁新報の秋田市広報板を活用して、除排雪に関する情報を提供しました。（12/20～2/28） 除雪マナーに関する情報 12日 除排雪情報 3日 その他（注意喚起、支援等） 46日	・除雪マナー等について、毎年周知を行っています。除、道路除雪に合わせ宅内の雪を出す人がいるなどマナーが徹底されていませんでした。 ・全市的な除排雪の場合でも、1日で作業が完了することを期待する市民がいることから、引き続き、作業期間の周知が必要です。	・引き続き、広報あきた・市ホームページ・秋田市広報板や、LINEを活用した広報活動を行い除雪マナーの徹底に努めます。 ・広報あきたに連載シリーズ（持続可能な除雪について考えよう全5回）として、市民に向け広く理解を求めてまいります。 ・全市的な除排雪の場合、完了までに2～3日程度要することをPRしてまいります。	建設部
(3) ボランティア活動の促進					
① 自治体職員によるボランティア除雪					
	市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。 （*基本計画12ページ）	ボランティアの募集およびボランティアの除雪を行いました。 ・除雪ボランティア登録者数（R5.3.31までの募集） 市職員 53名 県職員 144名 ・除雪ボランティア活動状況 市職員 3件（5名） 県職員 5件（16名）	・高齢化の加速により、除雪ができない市民が増加してきているため、第三者の力が必要となっています。その観点から市・県職員のボランティアの活動は大きな支えとなっています。 ・市民へ向けた除雪ボランティア登録の周知はしつつも、なり手となる方へのサポートも必要とされています。	・市内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。	福祉保健部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	② ボランティア活動の普及啓発 秋田市ボランティアセンター（市社会福祉協議会へ委託）へのボランティア登録者を増やし活動を充実するため、広報活動を強化します。 （*基本計画12ページ）	各種広報活動を実施しました。 ・ボランティア通信（市ボランティアセンター情報紙）11/11号掲載 ・広報あきた 12/2号掲載 ・秋田県にボランティア登録への協力を依頼。 上記団体を通し、HP、SNS（Facebook、Twitter）による広報や市内大学へのチラシ配布を実施 ・公共施設等へのポスター、チラシを設置 ・市内大学にてボランティア講話の実施	・各広報活動は継続して行います。 ・県道、歩道などの他機関の支援対象にもならない箇所の対応が課題となっています。 ・ボランティアの活動希望日が土日に集中することから職員同行の調整が難しい場合があります。	・令和5年度も各関係機関を通し、市内企業・事業所や学生等を対象に、社会貢献としての地元町内会等の除雪活動への協力や除雪ボランティアへの登録を働きかけます。	福祉保健部
4 安全対策の推進					
(1) 空き家への対応					
	① 2次災害の予防 積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。 （*基本計画12ページ）	・危険度が高いと思われる9件の空き家について、所有者等を特定し指導等を行いました。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発しました。	・適正管理が行われていない場合には、引き続き所有者等に対し指導等を行う必要があります。	・危険度が高い空き家について、所有者等への指導等を行うとともに、積雪による空き家の倒壊等の差し迫った事案が発生した場合には、関係課所室と連携し適切に対応します。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発します。	総務部
5 雪に強いまちづくりの推進					
(1) 排雪場所の確保					
	① 流雪溝の利活用 現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。 （*基本計画13ページ）	・草生津川からの取水のためのポンプにより旧国道（一本松～面影橋）にある流雪溝を稼働させました。	・ポンプの維持管理手法の検討が必要です。	・沿線住民に周知を図り、引き続き施設の機能を確保しつつ沿線住民の利活用の促進に努めてまいります。	建設部
(2) 歩行者の利便性向上					
	① 消融雪歩道のネットワーク化 中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。 （*基本計画13ページ）	・既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間の確保に努めました。	・新規施設の設置要望や既存施設の老朽化への対応が課題となっております。	・引き続き、既存の融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間を確保します。 ・令和2年3月に策定した「秋田市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的な修繕による延命化や新たな施設整備等を図ります。	建設部
	① 消融雪歩道のネットワーク化 冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップを、ホームページ等で高齢者等へPRします。 （*基本計画13ページ）	・消融雪歩道マップをホームページに公開しています。	・消融雪歩道の情報については、広く全市民に周知する必要があります。	・最新のマップをHP等で公開することにより、広く情報の周知を図ります。	福祉保健部